

不在者投票請求書・宣誓書

私は、令和8年2月8日執行の第51回衆議院議員総選挙及び第27回最高裁判所裁判官国民審査選挙の当日、下記のいずれかの事由に該当する見込みです。

久留米市 選挙管理委員会委員長 宛て

以下は、真実であることを誓います。 令和 年 月 日

※投票できる日が衆議院議員小選挙区及び衆議院議員比例代表選挙は1月28日から、最高裁判所裁判官国民審査は2月1日からとなります。

※投票用紙の請求の際は、下の欄の1または2を○で囲んでください。なお、○がない場合は2月1日以降に送付します。

1	衆議院議員小選挙及び衆議院議員比例代表選挙のみ至急送付して欲しい。 (最高裁判所裁判官国民審査は後日送付してください。)
2	3つそろって投票したいので、2月1日以降に送付して欲しい。

滞在地の住所	(久留米市での住所ではありません) 〒 -		
フリガナ		電話番号	
氏名			
生年月日	大正 昭和 平成	年 月	日生
選挙人名簿に記載されている住所	(久留米市の住所を記入してください。) 久留米市		

<不在者投票事由>

- 仕事、学業、地域行事、冠婚葬祭その他の用務に従事
- 用事又は事故のため、投票所のある区域の外に外出・旅行・滞在
- 疫病、負傷、出産、老衰、身体障害等のため歩行が困難又は刑事施設等に収容
- 交通至難の島等に居住・滞在
- 住所移転のため、本市町村以外に居住
- 天災又は悪天候により投票所に行くことが困難

<不在者投票請求> 上記のため投票用紙及び投票用封筒の交付を請求します。

(※他の市区町村又は指定病院等で不在者投票を行う場合は、次の1又は2のいずれかに○を付して、具体的に記載してください。)

1	他の市区町村で不在者投票を行う。(市町村名 :)
2	指定病院等で不在者投票を行う。(施設名 :)

- ・不在者投票の請求は、選挙の公示又は告示の日以前に行うことができる。
- ・選挙が行われていない地域の選挙管理委員会で投票する場合は、その選挙管理委員会の執務時間内に限る。